

● 軽自動車税の税率が変わります - 税務課からのお知らせ -

1. 原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車については、平成28年度 課税から税率が変わります。

車種		税率（年額）	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽自動車	軽二輪125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円

2. 三輪以上の軽自動車については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査（新車新規登録等）を受ける車両から新税率が適用されます。

平成27年4月2日以降に新規検査を受ける車両→平成28年度 課税から税率が変わります。

車種区分				税率（年額）	
				変更前	変更後
軽自動車	三輪			3,100円	3,900円
	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円
			自家用	7,200円	10,800円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円
			自家用	4,000円	5,000円

3. 平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に最初の新規検査を受けた一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、平成28年度分の税率を軽減する特別措置（グリーン化特例）を実施します。

車種区分				税率（年額）			
				特例1	特例2	特例3	※新税率
				(75%軽減)	(50%軽減)	(25%軽減)	
軽自動車	三輪			1,000円	2,000円	3,000円	3,900円
	四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円	10,800円
		貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円	3,800円
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円	5,000円

（特例1）電気自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減）

（特例2）乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

（特例3）乗用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物用：平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

4. 経年車への重課税が実施されます。

最初の新規検査から13年を経過した三輪以上の軽自動車について、平成28年度課税から重課税率が適用されます。

車種区分				重課税率（年額）
軽自動車	三輪			4,600円
	四輪以上	乗用	営業用	8,200円
			自家用	12,900円
		貨物用	営業用	4,500円
			自家用	6,000円